別紙様式第十六号の十九第2の2(2)の表の記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1)　継続企業の前提(会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十六号の二十四第2の2記載上の注意2(1)を次のように改める。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第二十一条の規定は、平成二十一年六月三十日以後に終了する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に終了する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期財務諸表については、なお従前の例による。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第二十七条の規定は、平成二十一年六月三十日以後に終了する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に終了する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表については、なお従前の例による。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第五条の十八の規定は、平成二十一年六月三十日以後に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表については、なお従前の例による。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新府令」という。）第四号の三様式及び第九号の三様式は、平成二十一年六月三十日以後に終了する四半期会計期間に係る四半期報告書（金融商品取引法第二十四条の四の七第一項前段（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了する四半期会計期間に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

2　新府令第五号様式及び第十号様式は、平成二十一年六月三十日以後に終了する中間会計期間に係る半期報告書（金融商品取引法第二十四条の五第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了する中間会計期間に係る半期報告書については、なお従前の例による。

（船主相互保険組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第五条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式は、平成二十一年四月一日以後に開始した事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　銀行法第二十一条第一項に規定する中間事業年度に係る説明書類の記載事項のうち第六条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十九条の二第一項に規定する事項、同法第二十一条第二項に規定する中間事業年度に係る説明書類の記載事項のうち新規則第十九条の三に規定する事項及び同法第五十二条の二十九第一項に規定する中間事業年度に係る説明書類の記載事項のうち新規則第三十四条の二十六第一項に規定する事項については、平成二十一年四月一日以後に開始した中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係るものについて適用し、同日前に開始した中間事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2　新規則別紙様式は、平成二十一年四月一日以後に開始した中間事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した中間事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条　長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法（以下この条において「銀行法」という。）第二十一条第一項に規定する中間事業年度に係る説明書類の記載事項のうち第七条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十八条の二第一項に規定する事項、銀行法第二十一条第二項に規定する中間事業年度に係る説明書類の記載事項のうち新規則第十八条の三に規定する事項及び銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類の記載事項のうち新規則第二十五条の八の二第一項に規定する事項については、平成二十一年四月一日以後に開始した中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係るものについて適用し、同日前に開始した中間事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条　第八条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式は、平成二十一年四月一日以後に開始した事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第十条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二十二中「同条第四号中同条第四号中」を「同条第四号中」に改める。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第十一条　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十四中「同条第四号中同条第四号中」を「同条第四号中」に改める。